

# 瀬戸市学校給食基本構想策定業務委託 仕様書

## 1 業務名称

瀬戸市学校給食基本構想策定業務委託

## 2 目的

瀬戸市総合計画、瀬戸市教育アクションプラン及び瀬戸市公共施設等総合管理計画との整合を図り、学校給食法、食育基本法、学校給食衛生管理基準などの学校給食に係る基準を満たす本市における学校給食の基本方針や目指す方向性、推奨される提供方式などが含まれた「瀬戸市学校給食基本構想案」を策定支援するもの。

## 3 業務内容

### (1) 構想案の検討

#### ア 本市における学校給食の変遷の整理

単独校とセンター校方式を併用してきた本市の給食調理について、過去の資料等から整理を行う。

#### イ 既存施設の現状と課題の整理

既存の単独校給食調理場と学校給食センター（以下、「既存施設」と示す）を対象として、給食の調理方法や厨房設備等の現状確認を行い、施設の老朽化や学校衛生管理基準への適合等の観点から、継続運用にあたっての課題を整理する。

#### ウ 将来児童生徒数の推移と必要給食数の整理

児童生徒数の将来推計、瀬戸市人口ビジョン等から、今後必要となる学校給食の提供食数の整理を行う。

#### エ 今後の学校給食のあり方検討

##### (ア) 学校給食調理場の整備要件の整理

学校給食に関する関連計画や、既存施設の現状と課題等をもとに、単独校給食調理場や学校給食センター等の学校給食調理場に今後求められる、安全・安心な給食提供、食育の推進、アレルギー食対応、配送時間等の要件について整理を行う。

##### (イ) 想定される給食提供方式の整理

給食提供方式それぞれの事業費及びメリット・デメリットを整理し、比較検討する。

### (2) 委員会の運営補助

庁内の関係部署の職員で構成される策定委員会において、資料作成、当日の出席、議事録作成等を行う。なお、開催数は2回程度とする。

### (3) 打合せ協議

中間（2回）打合せ協議を行い、報告書を取りまとめ、提出する。

打合せは対面打合せを基本とするが、WEB会議等も可能とする。

## 4 成果品

成果品は以下のとおりとし、成果品に係る著作権及び著作権は市に帰属するものとする。各成果

品は、PDF 形式及び編集可能な形式（Word、Excel、PowerPoint 等）とし、電子記録媒体に保存して提出する。

- (1) 業務報告書 2部
- (2) 電子媒体（DVD 等） 2部
- (3) 基本構想（紙媒体） 5部

## 5 その他

- (1) 業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせることを、原則禁止する。
- (2) 具体的な本業務の実施方針等については、プロポーザル方式の手続きにおいて提出された企画提案内容を基に受注者と発注者協議の上、決定するものとする。
- (3) 受注者は、本業務の実施にあたり、関係法令等を遵守しなければならない。
- (4) 受注者は、本業務の遂行によって知りえた事項を発注者の許可なしに第三者に漏らしてはならない。
- (5) 本仕様書に定めのない事項が生じたとき、本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、その他必要があるときは、発注者と受注者が協議するものとする。